

**県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業
プロジェクションマッピング上映に関する警備・広報等業務仕様書**

1 委託業務名

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業
プロジェクションマッピング上映に関する警備・広報等業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、サンポート高松地区の新たなシンボルとなる県立アリーナとその周辺空間を生かしたイベントの一つとして、夜型観光の推進を図ることを目的に実施される県立アリーナを活用したプロジェクションマッピングの上映に際し、観覧者の受入環境の整備を行うことを目的とする。

4 業務内容

県立アリーナを活用したプロジェクションマッピングの上映期間中、次の業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、別途発注するプロジェクションマッピング制作・上映業務の受託者と適宜連携を図ること。

・上映期間

ハロウィン時期：令和7年10月29日（水）から31日（金）の3日間、
バレンタイン時期：令和8年2月13日（金）から15日（日）の3日間、
計6日間（別途指定する2時間程度）

・観覧者見込数：1日当たり最大10,000人程度

(1) 警備員の配置及び案内誘導等

警備対象区域（別紙1）において、次の業務を行うこと。

ア) 観覧者の誘導をスムーズに行えるよう、渋滞対策のため、歩道に立ち止まる人がないよう案内するとともに、横断歩道や車の出入りのある箇所（周辺マンションも含む。）、海沿いなどの危険が想定される箇所に案内スタッフや警備員等を必要な人数配置すること。

イ) 周辺マンションや周辺道路への違法駐車防止並びに観覧者及び周辺住民への迷惑行為の防止、その他観覧者の安全確保に努めること。

ウ) 上映時間中、定期航路の乗降車や乗降客の妨げにならないよう、誘導警備を行うこと。

エ) 災害発生時等緊急時の体制整備、対応マニュアルの作成及びスタッフへの事前講習等、円滑に運営できるよう準備を行うこと。

オ) 無線機、拡声器、誘導等及び警笛等必要な装備を用意すること。

(2) 広報の実施

県立アリーナを活用したプロジェクションマッピングの上映に、県内外から多くの観覧者が訪れるよう広報・宣伝を行うこと。

なお、広報・宣伝素材については、契約締結後、委託者から提供する。

(3) キッチンカーの出店

多目的広場（別紙2）において、次の業務を行うこと。

- ア) 県内の団体や事業者を広く対象とし、偏りなく様々な事業者が出店できるよう配慮すること。
- イ) 選定にあたっては、気温や天候に考慮しながら、業種・提供メニュー等のバリエーションにも留意すること。
- ウ) 観覧者数に応じたキッチンカーを出店し、誘客を行うこと。
- エ) 照明への配慮など、プロジェクションマッピングの上映に支障をきたすことのないよう、委託者の指示に従うこと。

(4) アンケート調査、観覧者数カウントの実施

- ア) プロジェクションマッピング観覧者を対象としたアンケート調査を実施すること。
- イ) アンケートの質問項目及び質問内容等について、委託者と協議の上作成し、紙媒体や電子媒体等の任意の方法によりアンケート調査を実施すること。
- ウ) 十分な回答数を確保するために、アンケート回答者に対して配布するノベルティを調達し配布すること。
- エ) プロジェクションマッピングの上映期間中、日別の観覧者数をカウントすること。

(5) ハロウィンイベントの会場設営

10月31日（金）に『仮装コンテスト（仮）』の実施を予定しているため、以下の設備等の設置に加え、安全対策を行い、イベントに関する運営を行うこと。なお、当該イベントについては、契約後、協議を行うこととし、運営に関する費用については、別途、委託者が負担する。（ただし、LEDビジョン、音響設備、照明設備については、イベント当日のオペレーターの人件費を見込むこと。）

また、他のイベントと時期が被る場合、協力・連携を図ること。

なお、ステージイベントを予定しており、多目的広場の石のステージを使用予定である。

【設備の詳細】

- ・石のステージに次の大きさのランウェイを増設：縦（奥行）約3.6m×横（間口）約3.6m
- ・LEDビジョン：幅約5m×高さ約2.7m（230インチ程度）
- ・ステージ屋根：幅約9m×奥行約4.5m
- ・ステージバックパネル：幅約4.5m×高さ約3.6m（2枚程度）
- ・テント：幅約5.4m×奥行約3.6m
- ・音響設備、照明設備一式

5 業務実施に伴う費用

業務実施に伴う費用は、原則受託者の負担とするが、委託者の管理下にある会場設備の電源使用、機器操作等において発生する費用については、委託者が負担することがある。この場合は、委託者の定める手続き規定に従って支払処理等を行う。

6 会場設備等の貸与

受託者は、善良な管理者の注意をもって、会場設備等を使用するものとし、会場設備等の不具合を発見した場合には、直ちに委託者に報告するものとする。

7 提出書類・成果品

以下の書類を期限内に提出することとし、委託者の承認を得ること。なお、提出期限は、契約締結後に委託者と協議の上、決定する。

(1) 事業計画書

警備員の配置、警備業務における指揮系統図及び業務責任者の緊急時連絡先、広報の方法とスケジュール、キッチンカーの台数及び種類、アンケート調査・観覧者数カウントの方法、ハロウィンイベントの会場運営等

(2) アンケート調査内容

委託者と協議の上、提出期限内にアンケート調査の質問内容を作成し、提出すること。

(3) 事業実施報告書

実施状況や実績等を記載すること（アンケート調査実績及び観覧者数を含む）。

(4) アンケート調査結果

本業務完了後、4(4)で実施したアンケート調査結果を取りまとめ、速やかに委託者に提出すること。なお、アンケート調査を紙媒体で実施した場合は、原本を提出することとし、受託者において、原本の写し等も含め保管しないこと。

8 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

ア) 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、業務内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ) 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

ア) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、事業計画書を作成し、委託者と協議の上決定した期限までに委託者へ提出すること。

イ) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

ア) 業務の履行に際し、必要となる警察などの地域の関係者との調整についても受託者が実施すること。

イ) 受託者は、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、

委託者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 著作権等の取り扱い

本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

ア) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

イ) 本業務から得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、実行委員会、香川県、及び実行委員会が指定する者（以下、「実行委員会等」という。）に帰属する。商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会等に譲渡するものとする。なお、本業務に先立ち受託者又は第三者が有する権利についてはこの限りではない。

ウ) 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会等に対してもこれを行使しないことに同意するものとする。ただし、実行委員会等が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、実行委員会等は事前に受託者に通告するものとする。

エ) 上記ア、イ、及びウの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

オ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(5) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲、契約金額等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(6) その他

ア) 本警備・広報等業務に関係するイベント保険に加入すること。本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

イ) 不測の事態のために事業の中止を検討せざるを得ない場合は、委託者の判断に従うこと。事業を中止した場合は、それまでに発生した経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。



凡例

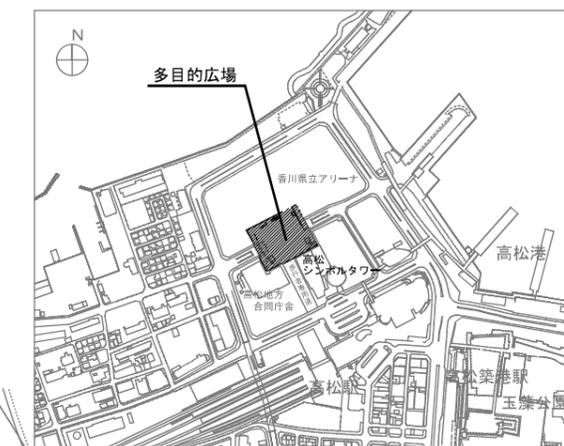
● 給水栓位置

☒ 雑用排水放流柵位置

■ イベント用電源盤位置

イベント盤 A 1ヶ所 最大15KW
2口コンセント1.8KVA×8回路
イベント盤 B 2ヶ所 最大3.6KW
2口コンセント1.8KVA×2回路

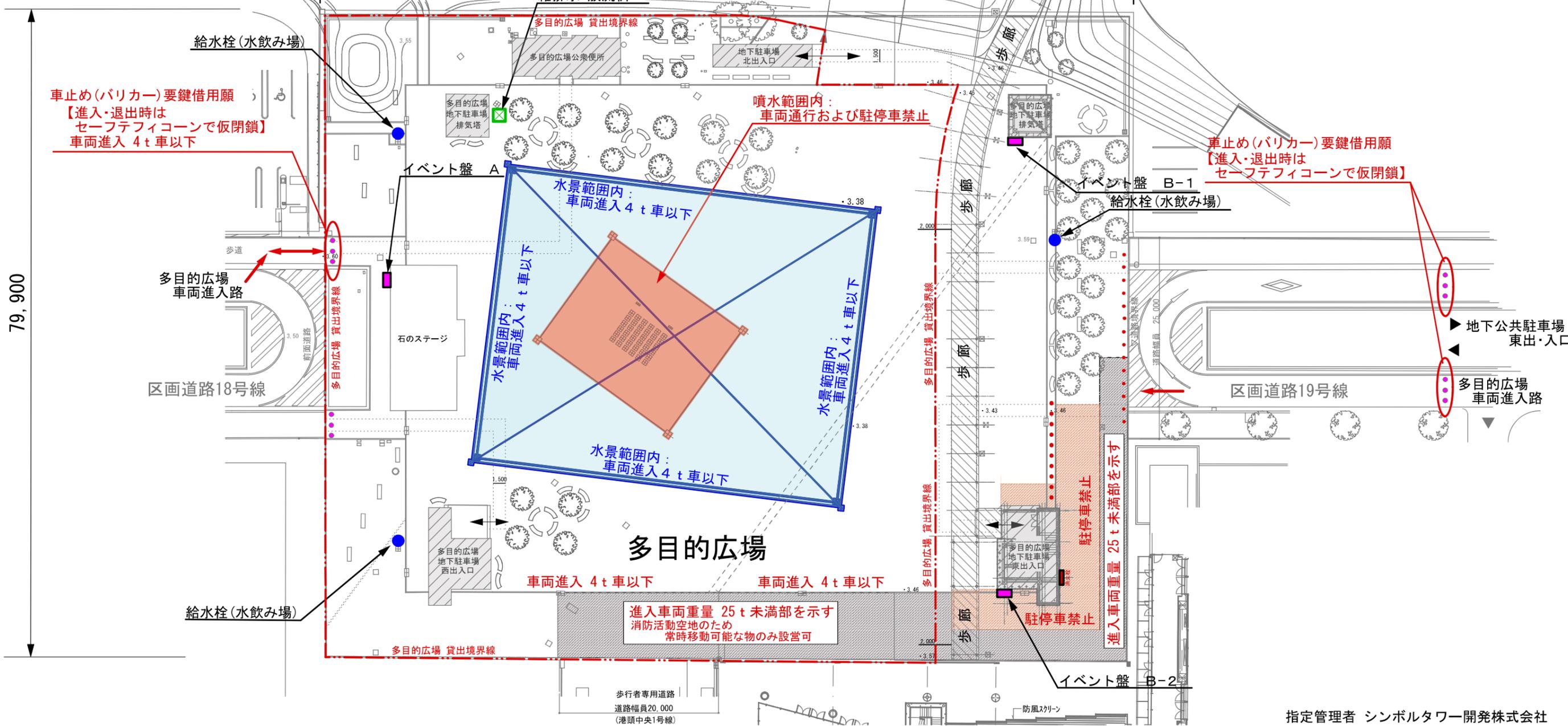
--- 多目的広場 貸出境界線



あなぶきアリーナ香川

99,900

あなぶきアリーナ香川



79,900